

◎地域医療再生臨時特例基金条例（条例第1号）

- 1 地域における医療の確保を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、地域医療再生臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）
- 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。（第4条関係）
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）
- 6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）
- 7 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) この条例は、平成26年12月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）

◎医療施設耐震化臨時特例基金条例（条例第2号）

- 1 救急医療を行う病院における耐震性の向上を目的とした施設の整備を促進するための事業に要する経費の財源に充てるため、医療施設耐震化臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）
- 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。（第4条関係）
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）
- 6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）
- 7 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) この条例は、平成23年3月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）

◎地域活性化・公共投資臨時基金条例（条例第3号）

- 1 公共投資を円滑に行い、地域の活性化を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、地域活性化・公共投資臨時基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）
- 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。（第4条関係）
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）
- 6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）
- 7 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）